~有効な介護支援専門員証をお持ちの方へ~ 住所又は氏名を変更する手続き(登録事項変更届出・書換え交付申請)について

山形県介護支援専門員資格登録簿に登録されている住所を変更した場合は、遅滞なく登録事項の変更 届出をしなければなりません。また、氏名を変更した場合は、遅滞なく介護支援専門員証の書換え交付 申請をしなければなりません。

1 本書における登録事項変更届出・書換え交付申請の対象者

- ① 登録事項変更届出の対象者
 - 住所のみ変更した、有効期間がまだ満了していない(有効な)介護支援専門員証をお持ちの方
- ② 書換え交付申請の対象者
 - **氏名のみ**、または**住所と氏名の両方**を変更した、<u>有効期間がまだ満了していない(有効な)介護</u> 支援専門員証をお持ちの方
- ※ 介護支援専門員証の有効期間が満了した(失効した)方は、書換え交付申請はできません。ただし、登録事項変更届出の義務がありますので、「<u>~介護支援専門員の登録のみしている方、介護支援専門員証が失効している方へ~住所又は氏名を変更する手続き(登録事項変更届出)について</u>」によりお手続きください。
- 2 本書における登録事項変更届出・書換え交付申請の届出・申請期間

住所や氏名の変更後、遅滞なくお手続きください。

- 3 本書における登録事項変更届出・書換え交付申請の必要提出書類
 - (1) 住所のみ変わった方(登録事項変更届出の対象者)

項番	必要書類			備考
ア)	様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書 支援専門員証書換え交付申請書」	兼	介護	県証紙は不要
イ)	住民票の写し(6ヶ月以内のもの、コピー不可)			

(2) 氏名のみ、または氏名と住所の両方が変わった方(書換え交付申請の対象者)

	項番	必要書類	備考
	ア)	様式第3号「介護支援専門員登録事項変更届出書 兼 介護 支援専門員証書換え交付申請書」	
	イ)	山形県収入証紙 1,600 円	ア)に貼付すること
		□ ① (1)もしくは(2)の公的証明書類1セット	
		個人番号を証明する書類1点 身元を確認する書類	
		(1) マイナンバーカード裏面 (写) マイナンバーカード表面 (写)	
		運転免許証(写) 1い 住民票の写し(マイナンバー もず	
		┃ (2) ┃ の記載がある6ヶ月以内のも ┃ パスポート(写) ┃ ┃ ̄ れ ┃ ┃	公的証明書であれば
	ウ)	の、コピー不可) 顔写真のない公的 証明書 2 点 (写)	左記以外でも受付可 ※マイナンバー通知カー
		□ ② 氏名変更の場合	ドは不可
		戸籍抄本または戸籍謄本 (6ヶ月以内のもの、コピー不可)	
		□ ③ 住所変更の場合:	
		住民票の写し(6ヶ月以内のもの、コピー不可)	
		※①で住民票を提出している場合は提出不要	

項番	必要書類	備考
エ)	介護支援専門員証 (原本) ※もしくは介護支援専門員登録証明書 (H17 以前資格取得者)	証を紛失した場合は 「8 備考」に紛失の 旨を記載すること
才)	写真 1 枚 (タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm) ※6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの	裏面に氏名・登録番号 を記入すること
カ)	※介護支援専門員証(原本)を紛失の場合のみ様式第5号「介護支援専門員証再交付申請書」	
+)	※介護支援専門員証(原本)を紛失の場合のみ 山形県収入証紙 1,100 円	カ)に貼付すること

4 登録事項変更届出・書換え交付申請の提出方法

手順1:提出様式の準備及び必要事項の記入

	様式第3号 (PDF) 様式第3号 (ワード)	<u>様式第 5 号(PDF)</u> 様式第 5 号(ワード)
住所のみ変わった場合	要	介護支援専門員証を 紛失した場合 要
氏名のみ、または氏名と住所が変更となった場合 ※登録事項変更届出をまだ行っていない方を含む	要	介護支援専門員証を 紛失した場合 要

[※] 自宅や勤務先、コンビニエンスストア等で印刷ができない場合は、郵送・FAX で送付も可能です。 請求する様式名と連絡先を明記の上、下記提出先まで送付ください(郵送を希望の場合は返信用封 筒及び切手を同封すること)。

手順2:介護支援専門員証登録事項変更届出・書換え交付申請書 在中」と記入のうえ下記提出先へ 郵送。

【提出先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県 健康福祉部 高齢者支援課 介護指導担当

TEL: 023-630-3124/FAX: 023-630-3321

5 登録事項変更の通知及び介護支援専門員証の交付

① 住所のみ変更した方(登録事項変更届出の対象者)に対する通知

山形県で登録事項変更届出を受け付けたら、山形県介護支援専門員資格登録簿に登録されている住所を届出内容のとおり修正します。なお、登録事項変更届出の提出をしたら、手続きは終了です。 その後、登録事項を修正したことについて山形県からの通知はありませんのでご了承ください(行政手続法と介護保険法で、登録事項変更届出は、都道府県知事が通知を行う必要のない行為として定められているため)。

- ② 氏名のみ、または住所と氏名の両方を変更した方(書換え交付申請の対象者)に対する通知 山形県で書換え交付申請を受け付けたら、山形県介護支援専門員資格登録簿に登録されている氏 名や住所を申請内容のとおり修正のうえ、受付けから2週間程度で書き換えた介護支援専門員証を 登録住所または指定の住所(下記備考参照)へ郵送します。ただし、申請が集中する12月から翌年 4月末までにつきましては、受付けから30日程度を要する場合がありますので、ご了承ください。 介護支援専門員証(名刺サイズ、長形3号の封筒に入っています)が届きましたら、次回更新等 手続き時まで大切に保管してください。
- ※ 現に介護支援専門員として勤務する方が介護支援専門員証を紛失すると、再交付申請(有料)が 必要になります。

【備考:介護支援専門員証を登録住所以外(勤務先等)に郵送希望の方へ】

介護支援専門員証は、登録住所(住民票上の住所)宛てに郵送します。

登録住所以外の住所(勤務先住所等)に郵送することをご希望の方は、当該住所を上記3ア)の「7 備考」に「〒990-0000 山形県山形市〇〇1-1-1 居宅介護支援事業所〇〇」のように記入してください。

※ 別途、返信用封筒をご用意いただく必要はありません。

6 留意事項

- ・<u>介護支援専門員として勤務する方は、介護支援専門員証の有効期間を必ず更新してください</u>。介護 支援専門員証の有効期間を更新せず、介護支援専門員として勤務すると、介護保険法の規定により、 登録消除の対象となります。
- ・<u>介護支援専門員証の有効期間は5年です</u>。有効期間の満了後も介護支援専門員として勤務する場合は、更新手続きが必要です。詳細は、山形県ホームページ内「<u>介護支援専門員(ケアマネジャー)の</u> 資格に関する手続きと研修について」をご参照ください。
- ・介護支援専門員証の有効期間が満了すると、介護支援専門員証は失効するため有効期間を更新できなくなります。この場合、再研修を修了し、新たに介護支援専門員証を取得しなければ、介護支援専門員として勤務することができません。
- ・介護支援専門員証の有効期間が満了(失効)しても、介護支援専門員として勤務しなければ、登録が消除されることはありません。

様式第3号

【住所のみ変わった方の記入例】

介護支援専門員登録事項変更届出書 介護支援専門員証書換え交付申請書

届出年月日を記入してください

令和()年 0月 /0日

山形県知事 殿

申請者 山形 太郎 氏 名 日中に連絡の取れる連絡先(携 連絡先電話 自宅(000) 000 - 0000 带電話番号、勤務先電話番号等) を必ず記入してください 日中 (000) 0000 - 0000

以下のとおり、介護支援専門員登録事項変更の届出及び介護支援専門員証書換え交付(※)を

また 介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は 登録簿に記載された事項を

他の)行政機関に対	し提示することに同意します。	
		山形県収入証紙貼付欄(1	1,600 円)
*		八証紙を貼り付けてください 県証紙 1,600 円は	
			しない場合又は証の交付を受けており住所変更
0	のみ行う場合は、ロ	」形県収入証紙は不安です。	フリガナを必ず記入してください
			※記入漏れが散見されますので、提出 k
	〇印を記入	1 氏名 ② 住	E所
1		変更前	変更後
変	フリガナ	マツナミ タロウ	ヤマガタ タロウ
更す	登録者氏名	松波 太郎	山形 太郎
る	フリガナ	△△ ケン △△ シ △△	ヤマガタケンヤマガタシマツナミ
事		(Ŧ ΔΔΔ - ΔΔΔΔ)	(7 000 - 0000)
項	住 所		山形県山形市松波 〇丁目〇番〇号
		号 △△アパート△号室	
2	生年月日	(西暦) 1990 年 4 月	2 ∃
3	個人番号	****	
4	± 54 40 88	書換え交付ではない場合 書換え交付を申 個人番号の記載は不要で	
4	有効期間 満了日	(西暦) 十 万	FI.
5	登録番号	0 6 2 0	1 2 3 4
		□ (1)、(2)のいずれかを提出してください	`
		個人番号を証明する書類1点	身元を確認する書類
	T .2	(1) マイナンバーカード裏面(写)	マイナンバーカード表面(写)
	添井通		
	1////	住民票の写し(マイナンバーの)	記載 パスポート(写) 点ず
	付	(2) がある 6 ヶ月以内のもの、コピー 可)	記載 - 不 顔写真のない公的
6	付	(2) がある6ヶ月以内のもの、コピー可)	記載 パスポート(写) 点ず れ
6	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	(2) がある6ヶ月以内のもの、コピー 可) □ 戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のも	記載 一不 顔写真のない公的 証明書2点(写)
6	付	(2) がある6ヶ月以内のもの、コピー 可) □ 戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のも ☑ 住 悪※6か月以内のもの(上記添付書類	記載
6	付 書 氏名変更 住所変更 書換え交	(2) がある6ヶ月以内のもの、コピー可) 戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のも	記載 一不 顔写真のない公的 証明書2点(写)
6	付 書 氏名変更 住所変更 書換えた 付を申請	(2) がある6ヶ月以内のもの、コピー 可) □ 戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のも ☑ 住 悪※6か月以内のもの(上記添付書類	記載 「パスポート(写) 顔写真のない公的 証明書2点(写) の 便で現住所が確認できれば不要) 変支援専門員登録証明書(原本)
6	付 書 氏名変更 住所変更 書換え交	(2) がある6ヶ月以内のもの、コピー可) 「戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のも 「一 戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のも 「一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	記載 「パスポート(写) 点ずれ か
7	付 書 氏名変更 住所変更 書換えた 付を申請	(2) がある6ヶ月以内のもの、コピー可) 一 戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のも	記載 「パスポート(写) 点ずれ か 顔写真のない公的 証明書2点(写) の で現住所が確認できれば不要) を支援専門員登録証明書(原本) ア、無背景のもの ごさい。

【氏名のみ、または氏名と住所の両方が変わった方の記入例】

様式第3号

介護支援専門員登録事項変更届出書 介護支援専門員証書換え交付申請書

届出年月日を記入してください

令和()年 0月 /0日

山形県知事 殿

申請者 氏 名 山形 太郎 日中に連絡の取れる連絡先(携 連絡先電話 自宅(000) 000 - 0000 带電話番号、勤務先電話番号等) を必ず記入してください 日中 (000) 0000 - 0000

以下のとおり、介護支援専門員登録事項変更の届出及び介護支援専門員証書換え交付(<u>※)</u>を

また 介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は 登録簿に記載された事項を

		し提示することに同意します。	の句は、豆蝌将に配取された事項を
·—		山形県収入証紙貼付欄(1	1,600 円)
	ここに山形 介護支援!	 山形県収入証紙(県証紙)をここに	上貼り付けてください 。 り _{住所変更}
	が護又族)み行う場合は、D	11 11 211211	》 「 「 「 「 「 」 、 」 、 」 、 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
0.	70711 7-31 11 16 (11	プリガナを必ず記入してください ※記入漏れが散見されますので、提出	フリガナを必ず記入してください
	Γ	※記入欄11が収光されよりので、提出	※記入漏れが散見されますので、提出
4	〇印を記入	□ 氏名 \②	住所 節によく確認してください
1		変更前	変更後
変	フリガナ	マツナミ タロウ	ヤマガタ タロウ
更 す	登録者氏名	松波 太郎	山形 太郎
る	フリガナ	$\triangle \triangle T > \triangle \triangle D > \triangle \triangle$	ヤマガタケンヤマガタシマツナミ
事		$(\bar{\tau} \Delta\Delta\Delta - \Delta\Delta\Delta\Delta)$	(7 000 - 0000)
項	住 所		山形県山形市松波 O丁目O番O号
		号 △△アパート△号室	
2	生年月日	(西暦) 1990 年 4 月	2 ∃
3	個人番号	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0
			0 0 0 0 0
		書換え交付を申請しない場合又は住所変更の	
4	有効期間		
	有効期間 満了日	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月	Dみを行う場合は記入不要 31 日
4 5	有効期間	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の	のみを行う場合は記入不要
	有効期間 満了日	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月 0 6 2 0 ☑ (1)、(2)のいずれかを提出してください	Dみを行う場合は記入不要 31 日 1 2 3 4
	有効期間 満了日	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月 0 6 2 0 ☑ (1)、(2)のいずれかを提出してください 個人番号を証明する書類 1 点	Dみを行う場合は記入不要
	有効期間 満了日 登録番号	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月 0 6 2 0 ② (1)、(2)のいずれかを提出してください 個人番号を証明する書類 1点 (1) マイナンバーカード裏面(写)	31 日 1 2 3 4
	有効期間 満了日 登録番号	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月 ○ 6 2 ○ (1)、(2)のいずれかを提出してください 個人番号を証明する書類 1 点 (1) マイナンバーカード裏面(写) 住民票の写し(マイナンバーの言	31 日
5	有効期間 満了日 登録番号	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月 0 6 2 0 ② (1)、(2)のいずれかを提出してください 個人番号を証明する書類 1点 (1) マイナンバーカード裏面(写)	のみを行う場合は記入不要
	有効期間 満了日 登録番号 本	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月 ○ 6 2 ○ ○ (1)、(2)のいずれかを提出してください 個人番号を証明する書類 1 点 (1) マイナンバーカード裏面 (写) 住民票の写し (マイナンバーの がある 6 ヶ月以内のもの、コピー可)	31 日
5	有効期間 満了日 登録番号 共 通 氏名変更	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月	31 日 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 1 1 2 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 3 4 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
5	有効期間 満了日 登録番号 本	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月	のみを行う場合は記入不要
5	有効 対別日登株氏住乗登共名所 変変変える本を変変変更更 を変える	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月	のみを行う場合は記入不要
5	有満録共氏住書類(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月	31 日 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 1 3
5	有効 対別日登株氏住乗登共名所 変変変える本を変変変更更 を変える	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月 ○ 6 2 ○ ○ (1)、(2)のいずれかを提出してください 個人番号を証明する書類1点 (1) マイナンバーカード裏面 (写) 住民票の写し(マイナンバーの記 がある6ヶ月以内のもの、コピー可) ○ 戸籍抄本又は謄本 ※6か月以内のもの、コピー可) ○ 「戸籍技援専門員証(原本)又は介護 「写真1枚(タテ3cm×ョコ2.4cm) ※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分 下裏側には、氏名及び登録番号を記入して、	31 日
5	有満録共氏住書類(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	書換え交付を申請しない場合又は住所変更の (西暦) 2025 年 5 月 ○ 6 2 ○ ○ (1)、(2)のいずれかを提出してください	31日

【介護支援専門員証を紛失した方の記入例】

様式第5号

介護支援専門員証再交付申請書

申請年月日を記入してください 令和()年 **O**月 **〇**日

山形県知事 殿

申請者

住 所 (7000 - 0000)

山形県山形市松波 O丁目O番O号

名 氏

山形 太郎

日中に連絡の取れる連絡先(携 带電話番号、勤務先電話番号等) を必ず記入してください

連絡先電話 自宅(000) 000 - 0000 · 日中 (**000**) **0000 - 0000**

介護支援専門員証の再交付を受けたいので、以下のとおり、申請します。

また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は、登録簿に記載された事項を

